# 令和5年度

事業計画書

自:令和 5年 4月 1日

至:令和 6年 3月31日

社会福祉法人 宜野座村社会福祉協議会

## 令和5年度 宜野座村社会福祉協議会事業計画書

# 1. 基本理念

一人ひとりが「けーとうねー」から始める、

# ふれあい・支え合うむらづくり

#### 2. 基本方針

今日の社会福祉をめぐっては、急速に進む少子高齢化の進行や単身世帯の増加、所得格差の拡大、家庭形態の変化や地域社会における相互扶助機能の低下等を背景に、生活困窮者の増加や子どもの貧困、虐待、社会的孤立、8050問題などの複合的な福祉課題・生活課題が大きな社会問題となっています。また、ヤングケアラーといった、新たなキーワードも表面化しています。

我々宜野座村においても、前述した課題を抱え、日常的な見守りや生活 支援を必要とする人が数多く存在します。

さらに、近年では相次ぐ自然災害へ備えた対策なども急がれています。 こうした現状の中、国においては「地域共生社会の実現」に向けて、平成28年(2016)年度に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を 厚生労働省に設置しました。また、会和3年(2021)年4月施行の改

厚生労働省に設置しました。また、令和3年(2021)年4月施行の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の在り方として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の

3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

また、全国社会福祉協議会においても、「全社協福祉ビジョン2020」の中で、地域共生社会及びSDGs(2015年9月の国連サミットにおいて国連加盟国193か国により採択され掲げられた、2016年から2030年までの15年間で達成するための持続可能な開発目標)の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を包含した

「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて取り組むこととしています。沖縄県においては県政の柱の一つである「沖縄らしい優しい社会の構築」に向け、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」のさらなる推進と子どもの貧困対策をはじめとする各種団体施策を展開することとしています。

さらに、沖縄県社会福祉協議会においては、県内の福祉関係団体と共に「地域の人々が明るいネットワークを築き、支え合う社会」の実現を目指して「THANKS(サンクス)運動」を実施しています。

本会においては、、前年度より、「第4次宜野座村地域福祉活動計画(令和4年度~令和8年度)がスタート致しました。引継ぎ本計画の進捗状況を注視し、必要に応じ中間見直しを実施するとともに本計画に沿った事業推進に努めます。また、地域の人々が明るく支え合うTHANKS(サンクス)運動の視点で、関係機関と連携し、地域共生社会における包括的な支援体制整備に取り組み、今後の更なる地域福祉の推進を目指していきます。

今年度の本会の事業運営については、以下の基本方針を踏まえ実施して まいります。

介護保険事業(居宅介護支援・訪問介護・通所介護)の運営にあたっては、介護保険制度改正に対応し、利用者の意思及び人格を尊重すること、常に利用者の立場に立った個々のニーズに応じた福祉サービスを行うことを基本に、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図りつつ、要介護状態などの心身の特性を踏まえ、可能な限り居宅において、自身の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等と綿密に連携し、更なる事業所のサービスの質の向上・充実強化を図ってまいります。また、介護保険以外の高齢者向け福祉サービスとして宜野座村より受託している外出支援事業や軽度生活援助事業も、引き続き事業を継続し、外出する際の送迎サービスや軽度な日常生活上の家事援助サービスを提供します。

障害福祉サービス事業(就労・地活・相談支援事業所)においては、就労継続支援 B 型事業所運営として、利用者が継続就労や団体行動を通し、在宅で自立した日常生活を営むことが出来るよう、資源ゴミ収集、ベビーリーフ袋詰め、生産販売活動として、EM 石鹸・手工芸・門松・農作物・石焼き芋等の就労や生産活動の機会その他の活動の機会を通して、その知識及び能力向上の為に必要な訓練を実施するとともに、地域との結びつきを重視し利用者の所在する市町村、その他の障害福祉サービス事業者等との密接な連携に努めます。更に今年度から「農家×福祉・福祉×観光」の取組みを行い、宜野座村の PR に繋がる製品の提供・開発や観光客の受入れ等にも貢献し、より多くの村民に選んで頂ける施設を目指してまいりま

す。

宜野座村委託事業として実施しております地域活動支援センター運営においては、更なる機能強化を図り、引き続き、地域社会とのつながりを持つことが難しく、孤立しがちな障がいをお持ちの皆様へ、創作活動、生産活動を通して、生きがいづくりや日中の居場所づくり、日常生活上の困りごとを相談できる機会等を提供し、地域社会との交流の促進を図りつつ、専門職による地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などを行います。さらに、指定一般相談支援事業所ハピネスの運営にあたっては、今年度

も引き続き、障がい福祉サービス及び福祉行政を担う機関として、障がいの種別を問わず、障がい児者自らが望む場所において、日常生活、社会生活を営む上で、解決すべき課題等に対し、必要な相談・支援が行えるよう公正かつ中立的な事業運営を図ってまいります。また、令和4年度も引き続き、宜野座村相談支援事業を受託し、同事業所の相談員を「委託相談員」として宜野座村健康福祉課へ派遣し、障がい者児等の相談支援や地域自立支援協議会及び専門部会などの運営に関する業務を行い、村内の相談支援体制強化に努めます。

宜野座村委託事業として実施しております移動支援事業の運営としては、屋外での移動が困難な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者等に対して、外出のための支援を行う事により、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事を目的として支援してまいります。

そして、本会の要であります地域福祉活動にあたっては、行政、福祉医療・保健施設団体・ボランティア・NPO団体等の関係機関と連携・協働し、自助・公助・共助を意識した要援護者への支援体制整備、生活困窮世帯への福祉支援体制整備、災害時の福祉支援体制整備、福祉人材の確保・養成・定着に向けた取り組み、権利擁護体制の整備等、社会福祉を取り巻く福祉的課題に取り組み、今後もより一層、社会福祉法人としての公益的な活動の推進、地域福祉の発展を目指します。

## 3. 基本目標

- (1) 福祉について知らせよう・気づかせよう
- (2) みんなが支え合える地域力を高めよう
- (3) 一人ひとりの自立と安心した暮らしを支えよう
- (4) 地域福祉を進めるための基盤強化

#### 4. 基本計画

(1) 福祉について知らせよう・気づかせよう

### ①広報啓発活動の充実

- ・ 福祉啓発期間における啓発活動の推進
- ・ イベントにおける理解啓発の推進
- ・ 広報活動の充実
- ・ 社協のしおり (パンフレット) の作成・配布の実施
- ・ 年忘れの集い・七月遊びぬ集いの開催
- ・ 行政と連携した障がい者差別解消の啓発の推進

## ②福祉教育の推進

- ・ ボランティア活動協力校指定事業の推進
- 学校と連携した福祉教育の推進
- (2) みんなが支え合える地域力を高めよう
  - ①地域で支え合う仕組みづくりの推進
  - ・ 地区ミニデイサービスへの協力・支援
  - ・ 住民参加の福祉活動の仕組みづくり
  - ・ 赤い羽根共同募金運動の推進
  - 歳末助けあい募金運動の推進
  - ②ボランティア活動の充実
  - ・ ボランティアに関する情報提供の充実
  - ・ ボランティア活動の推進
  - ボランティアコーディネーターの確保
  - ・ 第2層協議体と連携したボランティア活動の推進
  - ・ ボランティア交流会の実施
  - ③福祉関係団体の活動支援の推進
  - ・民生委員・児童委員の活動支援
  - ・子育て支援てぃんの会・障がい者家族会(ひるぎの会)の育成支援
  - ・ 母子寡婦福祉会の育成支援
  - ・老人クラブ連合会の活動支援
- (3) 一人ひとりの自立と安心した暮らしを支えよう
  - ①福祉課題の把握と相談支援の充実
  - ・関係機関等との連携
  - ・地域福祉懇談会(仮称)の開催
  - 相談窓口の周知強化
  - ・相談支援の充実
  - ・ 法律相談の推進
  - ・家庭内 DV への対応支援
  - ・ 重層的支援体制整備事業の導入検討

- ②自立生活支援の充実
- ・福祉用具無償貸与事業の推進
- ・生活福祉資金の貸付の推進(委託)
- ・子どもの貧困対策の実施
- ・歳末助けあい募金配分の推進
- ・障害者福祉サービスの推進

(居宅会議事業・就労継続支援 B 型事業・指定特定・一般相談支援事業)

- ・地域活動支援センター事業の推進(委託)
- 相談支援事業の推進(委託)
- 要介護老人等外出支援サービス事業の推進(委託)
- ・軽度生活支援事業の推進(委託)
- ・食料支援事業の推進
- ・ 法外援護事業の推進
- ・介護サービス等の提供の推進

(居宅介護支援事業・通所介護事業・介護予防通所介護事業・訪問介護事業・介護予防訪問介護事業)

- ・日常生活自立支援事業の推進(委託)
- ・移動支援事業の推進(委託)
- 福祉有償運搬事業の推進
- ③災害時避難支援体制の充実
- 災害接近時の避難行動要支援者の避難支援の推進
- ・避難行動要支援者名簿更新への協力
- ・福祉避難所の管理運営の充実
- 要支援者への防災意識の啓発推進
- (4) 地域福祉を進めるための基盤強化
  - ①経営基盤の強化
  - ・理事会の推進
  - 評議員会の推進
  - ・監査の推進
  - ・評議員選任・解任委員会の設置
  - 委員会の運営
  - ・情報の開示・個人情報の保護
  - ②財政基盤の強化
  - ・会員の確保推進
  - ・共同募金・チャリテー事業の推進
  - 経営事業の収益性の維持向上の推進

- ・ 公費財源の確保推進
- ③事務局体制の強化
- ・地域福祉推進体制の強化
- 事業等推進体制の強化
- ・業務連絡会・管理者会議の開催
- ・経営事業の適切な運営な推進
- ・職員の資質向上
- ④拠点施設の管理運営
- ・地域福祉センターの管理運営
- ・障害者福祉センターの管理運営